

令和6年度始良市地域ケア個別会議について

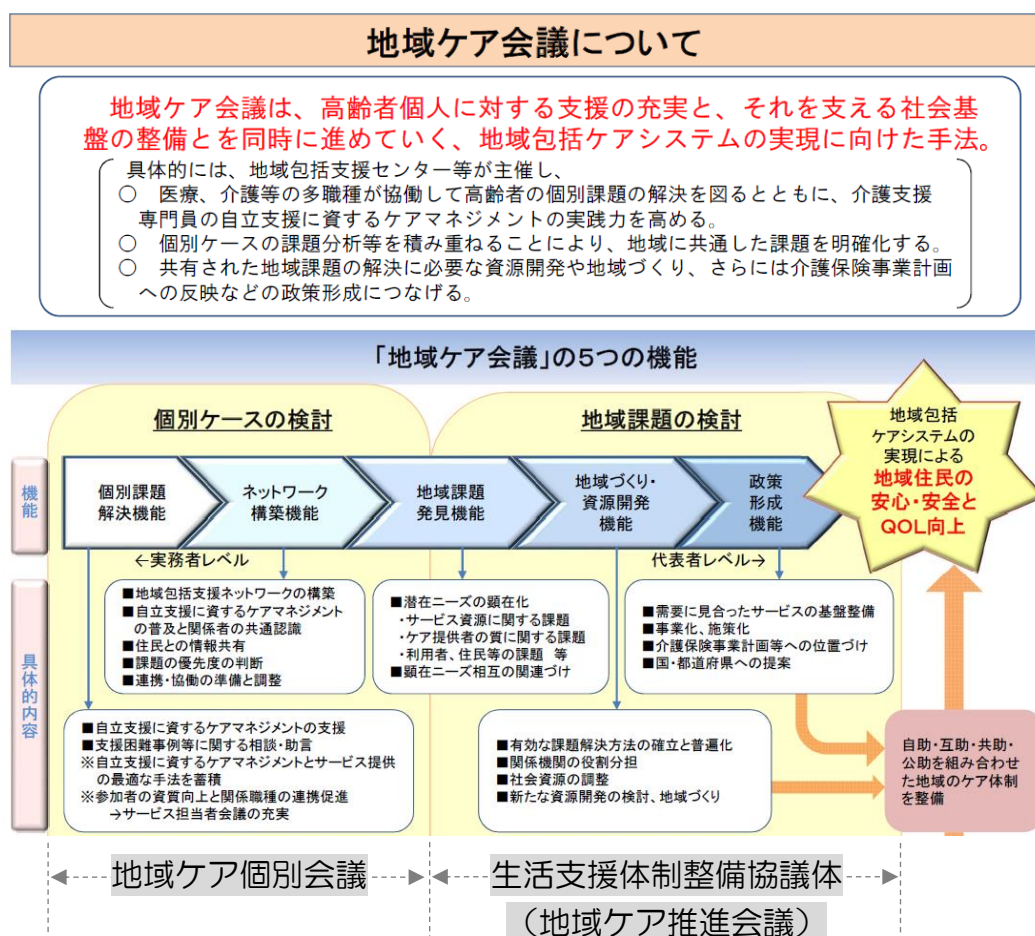
本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるまち（始良市地域包括ケアシステム）の実現に向けた体制づくりを推進しています。

この体制を実現するための手法のひとつとして、平成 30 年度より「介護予防のための地域ケア個別会議」に取り組んでいます。また、令和 4 年度より「困難事例のための地域ケア個別会議」も開始し、認知症や支援に困難を感じている事例についても検討を行っています。

1. 目的

- ・介護保険法の理念である自立支援・介護予防の観点を踏まえ、地域ケア個別会議を活用して「要支援者等の生活行為の課題の解決・状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者のQOLの向上」を目指す。
- ・運動・口腔・栄養等の専門職の助言を通して、対象者の生活を多角的に捉え、介護予防に資するケアプランの作成や実際のケアに活かす。
- ・フレイル対策において、チームで支えることによって、不活発への移行を改善する目的を統一し、専門性を活かして、それぞれの関わりについて意識を高める。

(参照) 厚生労働省HPより「地域ケア会議の概要、および5つの機能について」



2. 目指す効果

- 個別ケース支援
- 専門多職種との連携によるチームケア
- 参加者スキルアップ
- 地域課題を把握し、多様なサービス提供主体と資源開発の推進や市の政策につなげる。

3. 出席者

- 事例提供者

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者

- 助言者（専門職）など

事例の内容や課題に応じて、出席を依頼する。

- ①医師、②歯科医師、③薬剤師、（①～③はかかりつけ）④理学療法士（PT）、
⑤作業療法士（OT）、⑥言語聴覚士（ST）、⑦管理栄養士、⑧歯科衛生士、
⑨生活支援コーディネーター、⑩主任介護支援専門員、⑪その他必要職種（民生委員、
認知症地域支援推進員等）⑫当事者（本人、家族等）

4. 対象事例

- 介護予防のための地域ケア個別会議

事業対象者、要支援1～2、要介護1の認定を受けているかたで、新規または更新手続きでケアプランの変更が行いやすい事例。または、原因が骨折等により改善の見込みが高い事例など。

- 困難事例のための地域ケア個別会議

事業対象者、要支援1～2、要介護1の認定を受けているかたで、自立に向けた支援が難しい事例、支援に困難を感じている事例、軽度認知障害の事例など（高齢者虐待事例は含まない。）

5. 日時および場所、実施方法（別紙1参照）

始良市役所5号館2階会議室およびオンライン会議（Zoom）

6. 検討時間

- 介護予防のための地域ケア個別会議 1事例あたり45分
- 困難事例のための地域ケア個別会議 1事例あたり45分

7. その他

- 会議終了3か月後に、事例提供者はモニタリング用紙を提出し、利用者の状態改善などについて確認を行う。
- 会議の議事録やモニタリング用紙については、市ホームページに随時掲載する。

8. 提出資料

・事業対象者、要支援1～2の場合

	資料名	提出者	備考
①	☐ 地域ケア会議・アセスメントシート (事例紹介)	介護支援専門員	
②	☐ 利用者基本情報	介護支援専門員	現在使用しているもの
③	☐ 基本チェックリスト	介護支援専門員	
④	☐ 興味・関心チェックシート	介護支援専門員	
⑤	☐ 課題整理総括表	介護支援専門員	
⑥	☐ 介護予防サービス・支援計画表	介護支援専門員	
⑦	☐ 口腔機能向上チェックリスト	介護支援専門員	
⑧	☐ お薬手帳のコピー	介護支援専門員	
⑨	☐ 事業所の個別支援計画書	介護支援専門員	

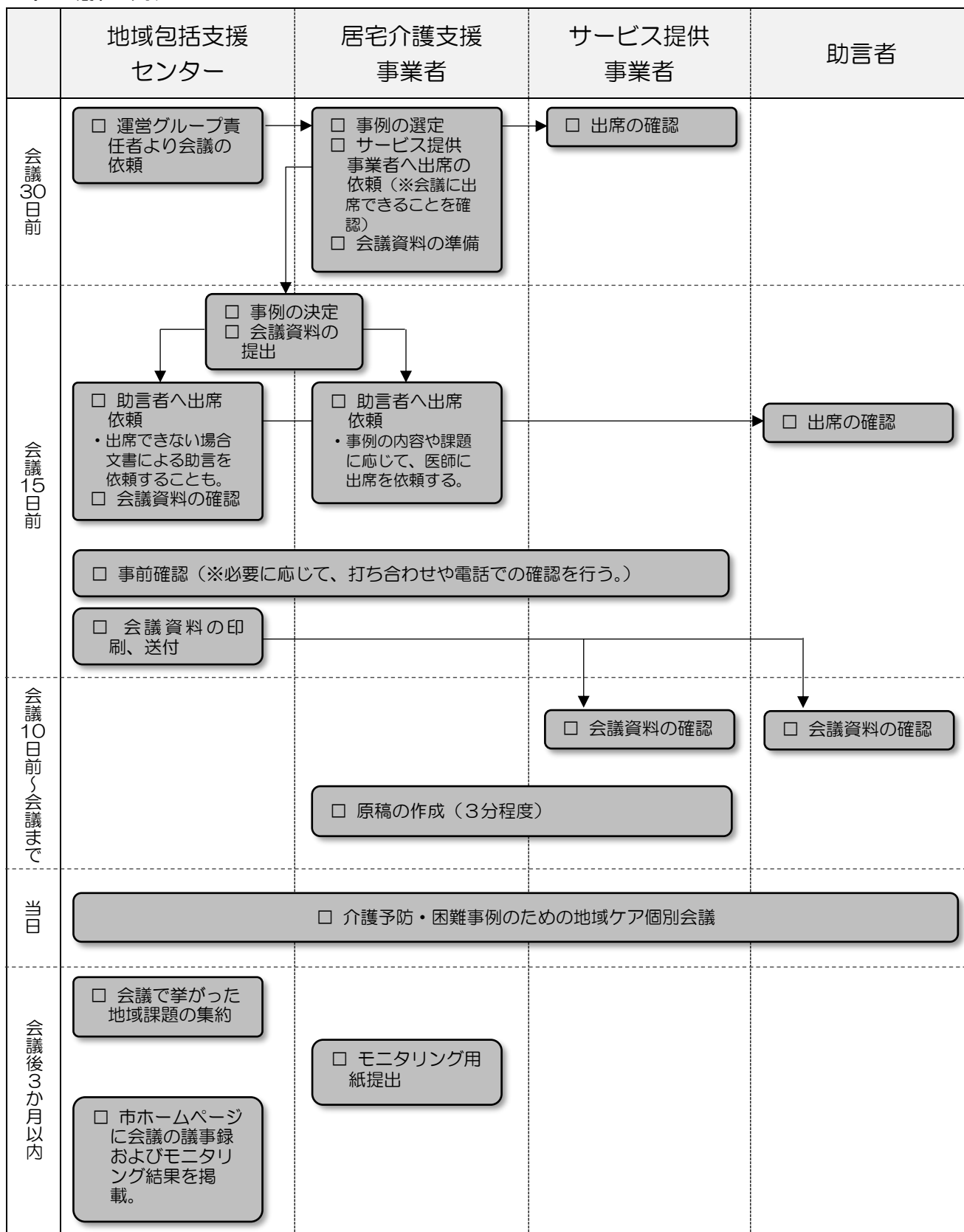
・要介護1の場合

		提出者	備考
①	☐ 地域ケア会議・アセスメントシート (事例紹介)	介護支援専門員	
②	☐ フェイスシート	介護支援専門員	現在使用しているもの
③	☐ 興味・関心チェックシート	介護支援専門員	
④	☐ 課題整理総括表	介護支援専門員	
⑤	☐ 居宅サービス計画書	介護支援専門員	
⑥	☐ 口腔機能向上チェックリスト	介護支援専門員	
⑦	☐ お薬手帳のコピー	介護支援専門員	
⑧	☐ 事業所の個別支援計画書	介護支援専門員	

・全ての事例（会議終了3か月後）

①	☐ モニタリング用紙	介護支援専門員	
---	-----------------------------------	---------	--

9. 会議の流れ



不明な点などありましたら、地域包括支援係までご相談ください。

（地域包括支援係 ☎0995-64-5537）

